

給等ノ年月より就業セリ

(2) 事業主側

(1) 五月一日ハ映画撮影中突如罷業セラレタルヲ入場中ノ觀客ニ九八名ニ對シテハ夫々料金ノ拂戻ヲ爲シ退館セシメタリ

(2) 一日休業シタルノミニラ全部發聲映画トシ日活會社ヨリ技師二名ノ應接ヲ受ケ平常通興行中

ハ警備事故

本月一日罷業ヲ決行シ各入口ヲ密閉樂屋内ニ籠城不獲ノ行動ニ由リントシタル事議團員黒川春雄外十二名ハ所轄池袋署ニ於テ檢束翌二日河レニ釈放セリ  
右及申(通)報候也

別記一

嘆願書

- 一 職首減給絶対反対  
本年一月以降の本給及手当の減給を取消し即時に元給に復し同時に手当を本給に直す事
- 二 退職手当の制定を確立する事  
止むを得ず解雇する際は参々年分の月給を支給する事
- 三 日給を月給に改むる事  
最低賃金制の確立
- 四 経営の合理化に依る一切の労働強化絶対反対  
時間外の労働に対しては相当の手当を支給する事
- 五 一年二回の昇給制を設くる事  
但し一回の昇給額を最低全一可以上と定むる事
- 六 一年二回の賞典を月給の十割支給すべし  
本人の意志に従わずして転職を無ざざる事
- 七 春秋二回全従業員慰安会を催す事  
現在の大入卒を伝下して老何五十歳を五十才に改むる事
- 八 推定改良の事  
附館及附館のレポート差束を停止する事
- 九 担当者責任以外の時間は飯室を認めらる事  
衆座番を採用する事
- 十 女給の生理的休暇を認むる事  
月給日を二十五日と定めらる事
- 十一 月二日間の公休を失小る事